



THEMA ①

2025年度版：

税務調査「頻出指摘事項 TOP3」と対策総まとめ



国税庁が発表した最新の統計によると、税務調査の件数自体は減少傾向にあるにもかかわらず、追徴税額は過去最高水準を記録するという事態が起きています。

その背景にあるのが、国税庁が本格導入した人工知能（AI）の活用です。

AIが過去の申告データを学習し、異常値が検出された場合に「申告漏れの可能性が高い」として調査先を選定しているのです。まさに狙い撃ちの税務調査が行われています。

こうした状況だからこそ、今後ますます隙のない調査対策が重要になるといえるでしょう。



この特集では、2025年の税務調査で特に指摘が目立ったポイントを厳選し、「頻出指摘事項 TOP3」として発表します。

<2025年 税務調査 頻出指摘事項 TOP3>

1. インボイス関連（仕入税額控除の不備）
2. 福利厚生費（健康診断費用の否認）
3. 旅費交通費（旅費規程の不備・実態乖離）

トピックごとに、詳しく解説していきます。

TOPIC

インボイス関連（仕入税額控除の不備）

消費税の計算においては、【売上にかかる消費税額－仕入にかかる消費税額＝納付税額】という計算式で税額が確定します。

INVOICE

（仕入にかかる消費税を差し引く仕組みのことを仕入税額控除といいます。）

インボイス制度下において、税務調査では「書類保存の不備」による仕入税額控除の否認が、重大な指摘事項の一つとなっています。

仕入税額控除の適用を受ける為には、原則として「① 帳簿」と「② インボイス（適格請求書）」の両方を7年間保存することが必須の要件です。

① 帳簿に記載する事項（取引の事実の記録）	② 請求書等の記載事項（税額計算の根拠）
<ul style="list-style-type: none"> ・仕入先の名称 ・取引年月日 ・取引内容 (軽減税率の対象品目である場合はその旨も記載) ・対価の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行事業者の名称及び登録番号（Tから始まる番号） ・取引年月日 ・取引内容 (軽減税率の対象品目である場合はその旨も記載) ・(税率ごとに区分した) 対価の額及び適用税率、消費税額等 ・書類の交付を受ける事業者の名称

特に指摘事例が多いのが、クレジットカードで支払った経費の書類保存漏れです。
以下の理由より、クレジットカード会社発行の「利用明細書」はインボイスの保存要件を満たさないとされています。

- ・発行者が異なる：利用明細は「カード会社」が発行したものであり、商品を販売した「販売店」が発行したものではありません。
- ・記載事項の不足： 利用明細には、必須の記載事項である「販売店の登録番号」や「税率ごとの消費税額」が記載されていないことがほとんどです。



カード決済時のレシート類も、
現金払い時と同様に受領・保存することが必要です。



例外的に、以下の取引に限っては帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

1. 取引の性質による特例（インボイスの交付を受けることが困難なもの）

- ① 公共交通機関の運賃（30,000円未満のもの）
- ② 入場券などが回収される取引
- ③ 古物商が、インボイス発行事業者でない個人などから仕入れた販売用の古物
- ④ 質屋が、〃販売用の質物
- ⑤ 不動産業者が、〃販売用の建物
- ⑥ インボイス発行事業者でない個人などから仕入れた販売用の再生資源・再生部品
- ⑦ 自動販売機や自動サービス機での購入（1回の取引が30,000円未満のもの）
- ⑧ ポストに差し出した切手支払いの郵便代
- ⑨ 従業員等に支給する出張旅費等

2. 少額特例（税込1万円未満の仕入）

基準期間（2期前）の課税売上高が1億円以下（または特定期間の課税売上高が5,000万円以下）の事業者について、税込1万円未満の仕入は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

※令和11年9月30日までの経過措置です。

税務調査で書類保存の不備を指摘され、過去の仕入税額控除が否認された場合、影響は当初の消費税だけに留まらず、以下のような連鎖的な影響が発生することが想定されます。

(1) 消費税の追徴

否認された消費税額を、追加で納付する必要があります。

(2) 法人税の所得修正

仮に経費性そのものを否認された場合、その否認額は税務上「損金」として認められないため法人税の課税所得にその金額が加算されます。

(3) 法人税・事業税の追徴

課税所得が加算された結果、追加の法人税・事業税が発生することがあります。

(4) 加算税・延滞税の発生

最終的に、上記で発生した追加本税（消費税、法人税、事業税）に対し、「過少申告加算税」および「延滞税」が別途課されます。

なお、近年は紙ではなく電子データでインボイスを受領する機会も増えているかと存じます。電子データの保存不備も、紙の書類不備と同等のリスクを招くため、確実な保存及び管理体制の徹底をお願いいたします。

TOPIC

福利厚生費（健康診断費用の否認）

会社が負担する従業員の健康診断費用は、一定の要件を満たすことで福利厚生費として損金計上できます。また、従業員側でも給与として課税されないため、有効な節税対策の一つであるといえます。

しかし、近年の税務調査で、要件を満たさないとして損金計上を否認されるようなケースが散見されています。場合によっては従業員への「給与」であると判断され、源泉所得税の徴収漏れを指摘されることもあります。

損金として認められ、且つ、給与課税されないためには、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります。

①全従業員を対象とすること（公平性）

⇒ 役員や特定の従業員のみを対象としたものは「給与」と判断される可能性があります。

②会社が医療機関へ直接支払うこと

⇒ 会社から医療機関への直接支払いが原則です。

従業員の立替払い（後日精算）は、「給与」とみなされるリスクがあります。

③定期的に実施されること

⇒ おおむね1年以内の周期で定期的に行われるものである必要があります。

④一般的な内容であること（費用の妥当性）

⇒ 費用や検査項目が、社会通念上、常識的な範囲内のものである必要があります。

特に問題となりやすいのが、4つ目の費用の妥当性です。法定健診を超える「人間ドック」や「オプション検査」について、法令上の明確な金額基準はありませんが、実務上は概ね10万円程度までが「福利厚生費」として認められる一つの目安とされています。

以下のような事例に該当する場合には、税務調査で指摘を受ける可能性が高まります。

- ・15万円や20万円といった高額なコースの費用を会社が全額負担している場合
- ・人間ドックやオプション検査を役員のみに受けさせ、他の従業員には法定健診のみ受けさせている場合

実務対応編



●規程の整備

会社が負担する人間ドック費用の上限額（例：10万円まで）を福利厚生規程などで定めること

●差額の自己負担

従業員の希望で高額なオプションを追加した場合、差額は従業員の自己負担とすること

ちなみに、従業員の家族や配偶者の健診費用を会社が負担した場合、この費用は福利厚生費とはならず、その従業員への給与として全額課税対象となりますのでご注意ください。

旅費日当（出張手当）は従業員にとって所得税がかからず（非課税）、会社にとっては消費税の仕入税額控除にも用いることができる（※）、メリットの大きい経費です。

（※インボイス制度下では、出張旅費特例の要件を満たす必要があります）

しかし、調査官はこの日当を「実質的な給与や賞与ではないか？」という観点で厳しくチェックします。指摘されると、過去に遡って源泉所得税の徴収漏れを指摘され、追徴課税が発生してしまうことも考えられます。

非課税とされる旅費の範囲は、以下のように定められています。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

上記の範囲を逸脱し、調査で「給与（または役員賞与）」と認定されてしまう具体的なケースをいくつかご紹介します。

⚠ 「旅費規程」が存在しない

本来、日当（出張手当）は「給与」に該当します。しかし、所得税法基本通達9-4では「その旅行について通常必要であると認められるもの」であれば、非課税として扱ってよい、と定められています。その『通常必要』な金額の根拠となるのが旅費規程です。

この規程がない状態での日当の支給は、税務上「根拠のない金銭の支払い=給与」とみなされる可能性があります。

⚠ 規程の金額が「社会通念上」高すぎる

上記「通達9-4」は、あくまで「通常必要であると認められる範囲内」の金額について非課税としています。規程があつても、その金額が常識的な範囲を逸脱している場合、その高額すぎる部分が「給与」と認定されます。

（例1）同業・同規模の他社が日当3,000円程度であるところ、日当5万円と定めている。

（例2）宿泊費の上限が、近隣の相場とかけ離れて高額（例：1泊10万円）になっている。

⚠ 適用対象が「不公平」である

規程が、特定の人物（例：社長やその家族）だけを対象にしていたり、他の従業員と比べて著しく不均衡な内容になっていたりする場合、その不公平な部分は「給与」とみなされます。

特に、「役員」に対して厳しくチェックされます。役員賞与は原則として損金（経費）にならないため、法人税の観点からも否認のリスクがあります。

（NG例）役員には日当5万円、一般社員には日当なし。

（OK例）職位に応じて「一般社員 2,000円」「部長職 3,000円」「役員 5,000円」といった合理的な傾斜をつける。

！ 規程通りに「運用」されていない

規程が要件を満たしていても、その規程通りに運用されていなければ、指摘対象となり得ます。

(例)

- ・出張の事前申請や事後の「出張報告書（精算書）」が提出されていない。
- ・実際には出張していない「カラ出張」で日当が支払われている。
- ・近場の支店への移動など、規程上の「出張」に該当しない移動にも日当が支払われている。

否認されない「旅費規程」作成の3ステップ



1 「出張」の定義と「対象者」を明確にする

「何をもって出張とするか」を客観的に定義します。

税務調査官は「それは本当に『出張』か？」という点を見ます。あいまいな定義は「近場への移動でも日当を払う」といった恣意的な運用につながるため、明確な基準が必要です。また、規程の対象者は「全従業員」とすることが前提です。（特定の役員だけ、といった不公平な定めは否認の対象となります）

（例1）勤務地から目的地までの移動距離（例：片道100km以上）

（例2）宿泊の有無（例：宿泊を伴う場合を「出張」とし、日帰りは「外出」として日当の額を変える）

2 「社会通念上」妥当な金額を設定する

日当や宿泊費の上限額を具体的に定めます。この金額は「社会通念上、妥当な範囲内」である必要があります。明確な上限は法律にありませんが、同業他社や企業の規模感を参考に、常識的な範囲で設定しましょう。

なお、職位（一般社員、管理職、役員）に応じて金額に合理的な差（傾斜）をつけることは問題ありません。

3 正式な「承認」と「運用ルール」を定める

規程として有効にするため、株主総会や取締役会で正式に承認し、議事録を残します。（調査官に対し、その日当が正式な規程に基づいて支払われた経費であることを証明するための、法的に有効な証拠になります）

同時に、規程を運用するためのルール（証拠を残す仕組み）も定めます。

（例）

事前申請：「出張申請書」の提出

事後精算：「出張報告書（精算書）」と「（宿泊費や交通費の）領収書」の提出

～ 最後に～

今回のTOP3に共通する対策は、『根拠（規程）の整備』と『証拠（保存）の徹底』です。法人税や消費税へと連鎖的に波及するリスクは、どの企業にも潜んでいます。本特集を機に、いま一度社内ルールの再確認をお願いいたします。

経営資源集約化税制



経営資源集約化税制とは？

…中小企業によるM&A（合併・買収）を税制面から後押しし、事業の拡大や生産性向上、地域経済・雇用の維持などを目的に創設された優遇措置。

TOPIC M&Aとは … メリットやデメリット

企業が成長戦略や課題解決のために活用する一般的な経営手段

- ・事業承継問題の解決：後継者がいない場合に事業を存続させ、従業員の雇用を守る
- ・経営資源の確保：優秀な人材や特定の技術を効率的に確保
- ・シナジー効果：売り手の技術等を獲得し、自社の事業を強化・拡大

経営資源集約化税制は、特に中小企業がM&Aを活用して「事業承継」や「競争力の強化」を図ることを税制面から支援する目的で創設されました。

(M&Aのリスクに対し、税金の繰り延べという形で国が保険をかけてくれるイメージ)

TOPIC 優遇措置の対象

優遇措置の対象は、M&Aの株式取得費用に対する準備金の積立と設備投資

TOPIC 優遇内容

M&A後の事業統合や事業拡大に伴って、生産性向上に資する特定の設備を取得した場合

1. 即時償却：取得価額の全額を、事業供用年度に一括で償却
2. 税額控除：取得価額の7%または10%を法人税額から直接控除

①設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の10%を税額控除*又は全額即時償却。

*資本金3,000万円超の中小企業等の税額控除率は7%

②準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（海外債務等）に備えるため、投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立て金額は損金算入）。

均等取崩 20×5年間

[益金算入]

[損金算入]

積立
100

据置期間*
(5年間)

据置期間後に取崩し
(益金算入)

※海外債務が発覚し、減損等が生じた場合等には、準備金を取り崩して益金に算入

TOPIC

経営資源集約化に資する設備とは

計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3年	+2%	+0.3%ポイント
4年	+2.5%	+0.4%ポイント
5年	+3%	+0.5%ポイント

●目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定

$$\text{修正ROA} = \frac{\text{計画終了年度における}}{\text{基準年度※3における}} \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} \times 1 + \text{研究開発費} \times 1}{\text{計画終了年度における総資産} \times 2} - \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{基準年度※3における売上高}} - \frac{\text{計画終了年度における有形固定資産} \times 2}{\text{基準年度における有形固定資産}} \frac{\text{基準年度における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}$$

※1 会計上の減価償却費及び研究開発費

※2 帳簿価額を指す

※3 計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

修正ROA（総資産利益率）：主に中小企業経営強化法などの税制優遇措置の要件として用いられる、収益性を示す指標。中小企業が特定の設備投資を行う際に税制優遇を受けるための要件の一つとして使われます。

TOPIC

適用を受けるために必要なこと

適用を受けるためには、M&Aの具体的な内容を盛り込んだ「経営力向上計画」を作成し、国の認定を得る必要があります。

設備取得の前に、経済産業大臣へ確認書を申請し、投資計画に関する確認書を取得します。

事業継続力強化計画

中小企業の自然災害等に対する事前対策を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」が2019年に成立・施行。防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定し、税制措置や補助金の加点などの支援策を活用できる。自然災害リスクだけでなく、サイバー攻撃、感染症その他異常な現象に直接または間接に起因するリスクも支援対象に加えられた。

① 種類

- 単独型** …事業者1社で策定する防災減災に対応する取り組みをまとめた計画
- 連携型** …複数事業者間で策定する防災減災に対応する取り組みをまとめた計画

② 経済的メリット

1.税制優遇

計画に従って取得した一定の設備について、取得価額の16%の特別償却が受けられる

2.補助金の加点

認定企業になると、特定の補助金の審査を受ける時、加点措置を受けることができる

3.日本政策金融公庫による低利融資

4.信用保証枠の追加

③ 必要性

災害にあった際、早期に事業復旧や売上回復が目指せるため、企業や従業員を守ることにつながる。

④ 認定制度の審査

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の総数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 中小企業者に該当する法人形態 … 個人事業主・会社法上の会社・企業組合や協業組合など

⑤ 申請の際の注意点

- ・計画申請から認定まで、約45日ほどかかる
- ・実施期間が3年以内とされている
 - 実施期間内の変更 ⇒ 変更申請が必要
 - 実施期間が過ぎた場合 ⇒ 新たに認定申請が必要



キャリアの転換点、 そして未来へ

— 税理士法人葵パートナーズ／岡田圭子

業界歴17年、税理士の岡田さん。数々のキャリアを経て辿り着いた葵パートナーズという場所で、組織の『仕組みづくり』という新たなステージに立っています。

個人のスキルアップから、チーム全体の品質向上へ。視座を高く持ち、業務改善に取り組み続けるその想いと、変化の軌跡に迫りました。

キャリアの転換点 私が変わった『瞬間』

この業界に入って、もう17年ほどになります。自分がキャリアとして身に付けたいことや、ライフステージに合わせた働き方を実現するために転職を重ね、葵パートナーズは5か所目の勤務先となります。

これまでの事務所は従業員が10名ほどの規模が多く、役職による上下関係が少ないフラットな組織でした。そのため、管理や育成といった面での経験はあまり多くありませんでした。

一方、葵パートナーズには現在、在宅勤務のスタッフも含めて50名ほどが在籍しています。税理士としての業務に加え、社員研修やチェック体制の整備、ルールの共有など、「組織としての仕組みづくり」にも深く関わるようになりました。プレーヤーとして仕事をしていたころはあまり意識していなかった部分ですが、スタッフの意見を吸い上げ、社内がより良くなるアイデアを提案・実行できることに、とてもやりがいを感じます。

業務の効率化が進むことは、ひいてはお客様へのサービス品質の向上にもつながると考えていますので、今後もさまざまな視点から改善に取り組んでいきたいと思っています。

私の気分転換方法

小2と年長の2人の子どもがいるため、フルタイム勤務だとゆっくり落ち着く時間はなかなか取れません。

先日、久しぶりに一人の時間を作って映画館へ行ったところ、作品の世界にすっかり入り込み、気づけば号泣していました(笑)。とてもリフレッシュできて、有意義な時間だったので、また行きたいと思っています。



PROFILE

岡田 圭子 Okada Keiko

税理士法人葵パートナーズ 品質管理部／2023年入社

出身校：東京IT会計専門学校

略歴：アメリカの大学に留学 → 挫折して帰国

→ フリーター4年 → 同専門学校入学 → 税理士試験合格

趣味：休日の公園遊び（子どもたちの付き添い）